

# 遺族厚生年金

(2014/1/15 作成)

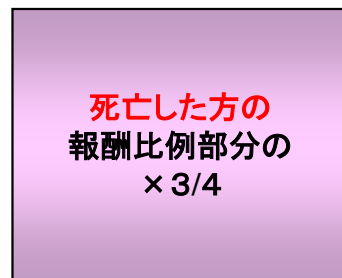
次のいずれかにあてはまる場合に、遺族に支給されます。

- ①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき。(保険料の納付要件あり)
- ②被保険者であった方が、被保険者期間中に初診日のある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。(保険料の納付要件あり)
- ③1級または2級の障害厚生年金を受けている方が死亡したとき。
- ④25年以上の保険料納付済期間または免除期間を満たしている方が死亡したとき。

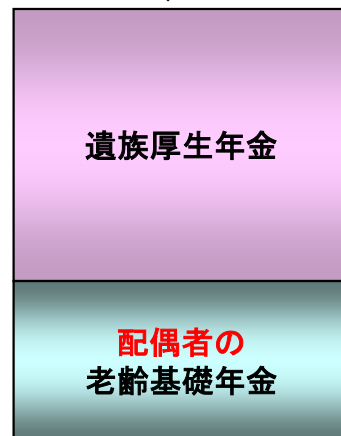
遺族厚生年金

配偶者が65歳以上で  
自らの老齢厚生年金を受けることのできる場合の遺族厚生年金

(遺族厚生年金)



どちらか多い方を選択



(選択した多い方の額に  
合わせ下記の明細となる)



(遺族が子のある配偶者または子の場合には、遺族基礎年金が支給され、遺族厚生年金が上乗せされます。)